

萩市認知症カフェ運営事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、軽度認知障がい及び認知症の高齢者の認知症状の悪化予防と、その家族の介護負担の軽減並びに地域での認知症啓発を目的に、認知症カフェを開設及び運営する事業所に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 この要綱において補助の対象となる事業は、認知症の高齢者とその家族、地域住民、専門職の誰もが参加でき集うことができる場として認知症カフェを運営する事業とする。

2 前項の規定により事業を実施する場合は、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

（1）実施場所

ア 実施場所は萩市内に設けること。

イ 認知症カフェの広さは、10人以上が一度に利用できる程度の広さを有するものとする。

（2）開設日数等

ア 原則月1回以上開催し、1回当たりの開設時間は2時間以上とすること。

イ 開設日については、曜日や日を固定する等、参加者が利用しやすいよう十分配慮して設定し、周知に努めること。

（3）連携

事業実施に関する企画及び調整等については、萩市認知症地域支援推進員と協働して行うこと。

（4）実施内容

ア 宗教的又は政治的活動を伴わない内容であること。

イ 特定の個人や団体の利益になるような内容でないこと。

（5）開設期間等

認知症カフェは、3年以上継続して開設する見込みでなければならない。

（補助対象者）

第3条 この要綱において補助の対象者は、本市において認知症カフェを運営する団体（以下「団体」という。）であって、次の要件をすべて満たす団体とする。

（1）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

（2）萩市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

（3）認知症カフェの実施について、他の補助金等の交付を受けていないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、第2条第1項に掲げる事業に要する経費について、毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定による補助金の額及び対象経費は別表に定める。

3 補助金の額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 前条の規定による補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請をしようとする

団体は、萩市認知症カフェ運営費補助金交付申請書(別記第1号様式)を関係書類とともに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を当該団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(変更申請手続き)

第7条 前条の規定による通知を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、交付決定の後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合は、第5条に定める申請手続きに従い、萩市認知症カフェ運営費補助金変更交付申請書(別記第2号様式)を関係書類とともに市長に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第8条 補助団体は、事業を中止し、廃止し、又は内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第9条 補助団体は、事業を完了したときは、その日から起算して10日を経過した日または当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、萩市認知症カフェ運営費補助金実績報告書(別記第3号様式)を関係書類とともに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の額の確定を受けた補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、萩市認知症カフェ運営費補助金請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第12条 市長は必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず第6条の規定による交付決定の範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができる。

2 概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、萩市認知症カフェ運営費補助金概算払請求書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

3 概算払いによる補助金を受けた団体は、第10条の規定により確定した補助金の額を通知された場合は、当該補助金の精算を行い、概算払いにより交付された補助金の額が当該確定額に満たないときはその不足額を市長に請求し、当該確定額を超える額の補助金を概算払いにより交付されているときはその超える部分について、速やかに市長に返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第13条 補助金の交付を受けた補助団体は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、これを事業完了年度後

5年間保存しておかなければならない。

(報告及び検査)

第14条 市長は、補助団体に対して定期的な報告を求め、若しくは当該補助金の使用について必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)この要綱に違反したとき。

(2)補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(3)虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

(4)補助金を他の用途に使用したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、当該団体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。第10条の規定による補助金の額の確定があった後においても、これを適用する。

(留意事項)

第17条 補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる各号に留意すること。

(1)個人情報保護法の規定等を踏まえ、利用者及びその家族の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその業務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(2)茶菓等を提供する際には衛生管理に留意すること。食品を提供するときは食品衛生責任者を配置すること。

(3)地域住民が、認知症の人やその家族、介護者と交流する場となり、認知症について正しい理解を深める場となるよう努めること。

(4)地域包括支援センターや介護サービス事業所等、地域の関係者等と連携を図り、地域に開かれた場となるよう努めること。

(5)市と協働して、認知症施策の推進に努めること。

(6)認知症カフェの運営に係る経費と他の事業に係る経費とを明確に区別すること。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費表

区分	補助金の額	対象経費	経費の内容
1 基本額	第2条第1項に掲げる事業に要する経費の合計額から収入額を控除した額。 1箇所につき80,000円を上限とする。	1 報償費	講師謝礼
		2 旅費	認知症カフェの事業実施に伴う交通費、駐車料金等
		3 需用費	カフェ運営に係る食糧費・事務用品代・資料等のコピー代・記録用写真代・会場で利用する光熱水費
		4 役務費	開催案内等郵送料金、通信料、各種手数料、各種保険料
		5 使用料及び賃借料	会場の使用料、機材の借り上げ費用
2 初年度整備経費加算	一箇所につき50,000円を上限とする。（ただし、事業開始の初年度のみを加算とする。）	1 備品購入費	事業を開始するにあたって必要な物品購入費及び住宅改修費（手すり設置、段差解消改修等）
		2 住宅改修費	

備考

- 1 補助金の額は、この表により算出された基本額及び初年度整備経費加算の合計額とする。
- 2 年度途中から事業を開始する場合の基本額は、事業を開始する月からの月割りにより算定した額を上限とし、やむを得ず年度途中で事業を終了する場合の基本額は、事業を終了する月の前月までの月割りにより算定した額を上限とする。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

萩市長 あて

（申請者）

住 所

団 体 名

代表者名

印

萩市認知症カフェ運営費補助金交付申請書

萩市認知症カフェ運営費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり
年度萩市認知症カフェ運営費補助金を交付されるよう申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）団体構成員名簿

別記第2号様式（第7条関係）

年 月 日

萩市長

あて

（申請者）

住 所

団 体 名

代表者名

㊞

萩市認知症カフェ運営費補助金変更交付申請書

年 月 日 第 号により交付決定を受けた 年度萩市
認知症カフェ運営費補助金について、下記のとおり変更されるよう申請します。

記

1 変更交付申請額 金 円

既交付決定額 金 円

2 変更の理由

3 変更の内容

4 添付書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

別記第 3 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

萩市長 あて

(申請者)
住 所
団 体 名
代表者名 印

萩市認知症カフェ運営費補助金実績報告書

年 月 日 第 号により交付決定を受けた 年度萩市
認知症カフェ運営費補助金に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

実績内容

実施年月日	内 容	参加人数

添付書類

- (1) 収 支 決 算 書
- (2) 補助金精算書
- (1) 実績報告書及び添付書類の内容を明らかにする書類等

別記第 4 号様式（第 1 1 条関係）

萩市認知症カフェ運営費補助金請求書

年 月 日

萩市長 あて

住 所
団 体 名
代表者名 ⑩

年 月 日付 第 号により確定通知のありました 年度
萩市認知症カフェ運営費補助金について、下記のとおり請求します。

一金 円也

内 訳

補助金交付決定額	既 受 領 済 額	今 回 請 求 額	摘 要
円	円	円	

金融機関名	銀行・金庫・農協 支店・支所		
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

別記第5号様式（第12条関係）

萩市認知症カフェ運営費補助金概算払請求書

年 月 日

萩市長 あて

住 所
団 体 名
代表者名 ㊟

年 月 日付 第 号により交付決定通知のありました 年
度萩市認知症カフェ運営費補助金として、下記のとおり概算払いにより交付されるよう
請求します。

一金 円也

内 訳

補助金交付決定額	既 受 領 済 額	今 回 請 求 額	残 額
円	円	円	円

金融機関名	銀行・金庫・農協 支店・支所		
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

別記第7号様式（第6条関係）

年 月 日

団 体 名

代表者名

様

萩市長

印

萩市認知症カフェ運営費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった萩市認知症カフェ運営費補助金について、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助要件

- （1）この補助金は、申請書記載の目的及び事業に使用し、それ以外の目的及び事業に使用しないこと
- （2）事業計画及び収支予算を変更したときは、速やかに萩市認知症カフェ運営費補助金変更交付申請書をもって届け出ること。
- （3）年度終了後、速やかに実績報告書及び収支決算書を提出すること。
- （4）上記（1）から（3）のいずれかに違反したときは、この交付決定の全部もしくは一部を変更又は取り消し、既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を求めることがあります。

別記第8号様式（第7条関係）

年 月 日

団 体 名

代表者名

様

萩市長

印

萩市認知症カフェ運営費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった萩市認知症カフェ運営費補助金について、下記のとおり変更交付決定したので、萩市認知症カフェ運営費補助金交付要綱第7条の規定により、通知します。

記

1 変更交付金額 金 _____ 円

2 交付決定金額 金 _____ 円

3 差引増減（△）額 金 _____ 円

4 補助要件

- （1）この補助金は、申請書記載の目的及び事業に使用し、それ以外の目的及び事業に使用しないこと
- （2）事業計画及び収支予算を変更したときは、速やかに萩市認知症カフェ運営費補助金変更交付申請書をもって届け出ること。
- （3）年度終了後、速やかに実績報告書及び収支決算書を提出すること。
- （4）上記（1）から（3）のいずれかに違反したときは、この交付決定の全部もしくは一部を変更又は取り消し、既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を求めることがあります。

別記第9号様式（第10条関係）

年 月 日

団 体 名

代表者名 様

萩市長 印

萩市認知症カフェ運営費補助金額確定通知書

年 月 日付実績報告書に基づき、下記のとおり補助金額を確定したので、萩市認知症カフェ運営費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 _____ 円

年 月 日

認知症カフェ事業計画書

名称	
実施場所	萩市
実施主体	住民主体の団体
参加予定人数	名
実施期間	年 月 日～ 年 月 日

[illegible]

運営費収支予算書

団体名 _____

収入

科 目	決算額（円）	説 明
萩市認知症カフェ運営費補助金		運営費補助金＋初年度整備経費加算
茶菓代等個人負担金		@〇〇〇円×〇人×12回
収 入 計		

支出

科 目	決算額（円）	説 明
（初年度経費）		
備品購入費		
住宅改修費		
（運営費）		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
使用料及び賃借料		
【対象外経費】		
支 出 計		

団体構成員名簿

団体名 _____

連絡先 電話() ()

	住 所	氏 名	摘 要
1			代表者
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
計	名		

萩市認知症カフェ運営費補助金収支決算書

団体名 _____

収入

科 目	決算額（円）	説 明
萩市認知症カフェ運営費補助金		
収 入 計		

支出

科 目	決算額（円）	説 明
(初年度経費)		
備品購入費		
住宅改修費		
(運営費)		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
使用料及び賃借料		
【対象外経費】		
支 出 計		